

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 30 条第 1 項第 2 号イ、第 41 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第29条中「介護給付費」とあるのは「介護給付費又は特例介護給付費」と、省令第183条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第201条第4項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第210条第4項及び第5項並びに第213条の6第5項及び第6項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同項中「前項」とあるのは「前2項」と、省令第213条の10第1項、附則第7条第1項及び附則第11条第2項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第2章の章名及び同章第1節の節名を削り、第4条を次のように改める。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第4条 指定居宅介護事業者は、省令第24条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業
- (2) 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業
- (3) 基準該当居宅介護の事業
- (4) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業
- (5) 指定療養介護の事業
- (6) 指定生活介護の事業
- (7) 共生型生活介護の事業
- (8) 指定短期入所の事業
- (9) 共生型短期入所の事業
- (10) 指定重度障害者等包括支援の事業
- (11) 指定自立訓練（機能訓練）の事業
- (12) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業
- (13) 指定自立訓練（生活訓練）の事業
- (14) 共生型自立訓練（生活訓練）の事業
- (15) 指定就労移行支援の事業
- (16) 指定就労継続支援A型の事業

- (17) 指定就労継続支援B型の事業
- (18) 基準該当就労継続支援B型の事業
- (19) 指定就労定着支援の事業
- (20) 指定自立生活援助の事業
- (21) 指定共同生活援助の事業
- (22) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業
- (23) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

第2章第2節及び第3節、同章第4節の節名並びに第9条から第42条までを削る。  
第43条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前条第3項各号に掲げる事業について準用する。

第43条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の実施に係る連絡義務)

第6条 指定療養介護事業者は、身体拘束等を行った場合は、市、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者、その家族等に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第4条第3項各号（第1号から第5号まで、第10号、第19号及び第20号を除く。）に掲げる事業について準用する。

第44条、第2章第5節及び第6節並びに第3章から第16章までを削る。

附則第2条から第11条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備

及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。